

# 東京都写真美術館

## ユニークベニューご利用案内

### 1 ユニークベニューとは

歴史的建造物や文化施設等で、会議やイベント、レセプション等を開催することで、特別感を演出できる会場を、ユニークベニューといいます。

写真と映像の総合美術館である東京都写真美術館では、展覧会の特別鑑賞と、開放感あふれる吹き抜けのエントランスロビーでのレセプションを組み合わせたイベントの開催が可能です。

### 2 ご利用可能場所

名称	屋内/外	面積	人数目安	飲食	備考
2階ロビー	屋内	90 m <sup>2</sup>	立食 80名	可	ガラスで囲まれた吹き抜けのロビーです。
2階・3階展示室	屋内			不可	展覧会を貸切でご観覧いただけます。
1階ホール	屋内	283 m <sup>2</sup>	190席 車椅子3席 ※立ち見不可	不可	映画館として使用しているステージのあるホールです。
1階スタジオ	屋内	123 m <sup>2</sup>	椅子 50	不可	ワークショップ等に使用している部屋です。
1階カフェ	屋内		屋内 22席 テラス 12席 ※立食可	可	レセプション、懇親会等での貸切利用が可能です。

- (1) 当館に駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。
- (2) 展示室での特別観覧は、指定の展覧会に限り可能です。

### 3 ご利用可能時間

開館日	18時から21時（木・金曜日を除く。）
休館日	9時30分から21時 ※休館日は毎週月曜日（祝日の場合は開館、翌日休館）

- (1) ご利用可能時間には、原則として準備・撤去の時間も含まれます。
- (2) ご利用可能時間内であっても、年末年始、工事、メンテナンス、イベント等によりご利用いただけない場合があります。

#### 4 料金

区分	単位	料金（消費税別）	備 考
2階ロビー 2階・3階展示室	1日	2,000,000円	
1階ホール	1日	60,000円	施設貸出時間内の利用は「東京都写真美術館利用料金表」の通り
1階スタジオ	1日	20,000円	
1階カフェ		貸切料金	カフェ事業者へ直接お問合せください。

- (1) 料金には基本的な光熱水費が含まれています。
- (2) 以下については別途実費をご負担いただきます。
  - ア 駐車場・会場内アテンド、看板等の作成・設置、会場設営、ケータリング等（※ご利用者にて手配していただきます。）
  - イ 施設内の受付・看視・警備・清掃、映像機器を使用される映写技術オペレーション等に係る費用（※指定会社と別途契約していただきます。）
  - ウ カフェの貸切料金（※カフェ事業者へ直接申請していただきます。）

#### 5 申込み手続き

- (1) 電話または来館でのご相談  
企画・運営全般の責任者となる事業者を窓口としてください。個人からのお申込みは、受付できません。
- (2) 企画書の提出  
あらかじめ、実施内容、参加人数、タイムスケジュール、会場設営図等を記載した任意の様式による企画書を提出してください。
- (3) 打合せ  
当館へお越しいただき、計画内容の確認、調整及び下見等を行っていただきます。
- (4) 「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施申請書」の提出  
打合せ終了後、実施日の3ヶ月前までに、「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施申請書」【様式1】を提出してください。
- (5) 「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施承認書」の交付  
審査の上、「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施承認書」【様式2】を交付します。

## (6) 料金の納付

- ア 承認書の受領後、実施日の14日前（当該日が土日祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日）までに、指定の口座に指定の料金をお振込みください。振込手数料はご利用者にてご負担ください。
- イ 期日までに振込みがない場合は、申請の取消とみなします。
- ウ 料金振込み後、ご利用者の都合により実施をキャンセルする場合は、料金の還付はいたしません。

## 6 ご利用の制限

下記のいずれかに該当する場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

- (1) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 施設、設備、樹木及び展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) 政治活動、または宗教活動をするものと認められるとき。
- (4) 物品販売（即売）や興行など、営利を主目的とするとき。
- (5) 当館または関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき、または来館者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (6) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (7) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者による申込みまたは利用が認められるとき。
- (8) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (9) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために当館が不適當と認めるとき。

## 7 注意事項

ご利用に当たっては、以下の事項にご注意ください。

- (1) 当館職員の指示に従ってください。
- (2) 展示会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従ってください。
- (3) 造作や什器を設置する場合は、事前に図面等を提出し、当館の許可を得てください。
- (4) 危険物や、生花を含む動植物の持ち込みはできません。
- (5) 火気の使用はできません。
- (6) 車両の駐車はあらかじめ指定した場所とし、事前に台数を申請してください。
- (7) 施設内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (8) 展示室内では飲食はできません。飲食は所定の場所で行ってください。

- (9) カフェ以外で飲食を行う場合は、ご利用者にてケータリング等の手配をお願いします。
- (10) カフェ以外のスペースで、赤ワインなど床に着色するおそれのある飲食物の提供はできません。
- (11) 騒音、暴力等他人の迷惑となる行為をしないでください。
- (12) マイクや音響を用いる場合は、音量や時間帯について、近隣施設・住宅等の迷惑とならないよう配慮をお願いいたします。
- (13) ご利用期間中は会場を一般開放せず、招待または事前申込み等により参加者を事前に把握してください。
- (14) 施設、設備、樹木等、展示品等を破損、紛失した場合は、損害を賠償していただきます。
- (15) 事業によって生じたゴミはお持ち帰りください。
- (16) 事業終了後は原状復旧を行い、館職員の確認を受けてください。
- (17) 安全確保のため、実施の時間や参加人数に応じて警備員を配置してください。
- (18) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、当館の管理者の指示に従ってください。
- (19) 以下の防災管理上の注意事項を遵守してください。
  - ア 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
  - イ 熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。
  - ウ 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。また、消防設備の作動障害となる物品設置を行わないこと。
  - エ 常に避難路を確保し、通路等を機材でふさがないこと。
  - オ 火災や事故等が発生した場合は、直ちに当館職員、警備員または中央監視室に連絡をとり、防災活動や救護活動に協力すること。
  - カ ご利用者の責任による火災や事故等により、施設や備品の破損または人的な損傷等被害が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。
- (20) 実施承認後であっても、内容が申請と異なる場合、定められた事項を遵守しない場合、その他館の運営に支障が出る場合には、承認の取消または中止を命じる場合があります。それに伴う損害については、一切補償はいたしません。

## 8 その他

当館におけるユニークベニュー事業は、「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施要綱」に基づき実施します。

## 9 問合せ先・申請書等提出先

東京都写真美術館

住所 〒153-0062 東京都目黒区三田 1-13-3 (恵比寿ガーデンプレイス内)

電話 03-3280-0031

担当 東京都写真美術館管理課管理係

※本ご利用案内は平成 29 年 4 月 1 日現在のものであり、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。